

# 令和5年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 17件

令和5年度補正予算 ----- 1件  
条例その他議案 ----- 16件

1 令和5年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	5,480,675千円	483,937,993千円

2 条例その他議案 ----- 16件

条例議案 ----- 11件  
その他議案 ----- 5件

# 令和5年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

## ○ 予 算

第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算

## ○ 条 例 そ の 他

- 第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 権利の放棄に関する議案
- 第 14 号 権利の放棄に関する議案
- 第 15 号 県有財産（立木）の処分に関する議案
- 第 16 号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 17 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

# 令和5年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課、警務課)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止しようとするもの

## 第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

高知県土地開発公社が解散したことに伴い、職員を派遣することができる団体のうち特別の法律により設立された法人について必要な改正をしようとするもの

## 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税及び自動車税について必要な改正をしようとするもの

## 第 5 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）の施行により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における県税の課税免除措置の適用要件としての地域経済牽引事業施設を設置する期限を2年延長しようとするもの

**第 6 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案**  
(税務課)

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第26号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置が適用される製造事業用設備等から過疎地域において営む製造の事業等の用に供する設備を除くとともに、当該県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限を2年延長しようとするもの

**第 7 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案**

(障害福祉課)

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）が一部改正されたことを考慮し、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の引用規定の整理をしようとするもの

**第 8 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案**

(県民生活課)

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により特定非営利活動法人等が県に対して行う申請等に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにする等必要な改正をしようとするもの

## 第 9 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園下水道課)

都市公園の管理に係る国の通知に基づき一定の要件を満たす占用の許可を指定管理者に行わせることができることとなったことを考慮し、県立の都市公園において指定管理者が行うことができる業務を追加するとともに、五台山公園において都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募対象公園施設が民間事業者により設置及び管理をされることとなったことに伴い、県有公園施設のうち五台山公園展望台の使用料を廃止する等必要な改正をしようとするもの

## 第 10 号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案

(港湾・海岸課)

県の管理に属する港湾施設のうち高知港のシップローダを民間事業者に売却したことに伴い、当該施設の使用料を廃止しようとするもの

## 第 11 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(交通企画課)

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い新たに行うこととなる特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を徴収することとする等必要な改正をしようとするもの

## 第 12 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(交通規制課)

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備及び特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味に関する規定の整備がされたことに伴う指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を考慮し、重点整備地区における信号機に関する基準に係る規定の整備をしようとするもの

## 第 13 号 権利の放棄に関する議案

(環境農業推進課)

県が育成した水稻のよさ恋美人(よさこいびじん)について、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく品種登録を受けるに当たり、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき登録している商標権を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 商標登録番号  
登録第6067210号
- (2) 商標登録年月日  
平成30年8月3日
- (3) 商標  
よさ恋美人(第30類)
- (4) 放棄する商標権に係る商標登録における指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第30類 米

## 第 14 号 権利の放棄に関する議案

(環境農業推進課)

県が育成した水稻のよさ恋美人(よさこいびじん)について、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく品種登録を受けるに当たり、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき登録している商標権を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 商標登録番号  
登録第6116221号
- (2) 商標登録年月日  
平成31年1月25日
- (3) 商標  
よさ恋美人(第31類)
- (4) 放棄する商標権に係る商標登録における指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第31類 生及び未加工の穀物及び種子

## 第 15 号 県有財産（立木）の処分に関する議案

（森づくり推進課）

名村県行造林地の立木を予定金額80,000,000円で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

処分する立木

- （1）立木の所在  
安芸市下山字地ヨシ2191ほか4筆
- （2）樹種  
杉及びひのき
- （3）数量  
43,095立方メートル

## 第 16 号 宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案

（土木政策課）

宿毛合同庁舎建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- （1）工事名  
宿毛合同庁舎建築主体工事
- （2）契約の方法  
一般競争入札
- （3）契約金額  
812,680,000円
- （4）契約の相手方  
高知市九反田5番8号  
新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体
- （5）完成期限  
令和6年9月28日

## 第 17 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

（土木政策課）

都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事は、一般競争入札により、契約金額940,192,000円（当初契約金額825,000,000円）で、高知市仁井田1625番地2大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和5年7月18日を完成期限（当初完成期限同年3月25日）として施行中であるが、既設歩道の地覆の撤去作業時における工事箇所周辺の騒音対策及び橋梁への衝撃軽減のため工法を見直したこと並びに歩行者、自転車等の安全な通行を確保するため必要な安全施設の配置を見直したこと等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	（変更前）	（変更後）
契約金額の変更	940,192,000円	→ 1,043,372,000円
完成期限の変更	令和5年7月18日	→ 令和5年8月31日

# 令和5年6月議会提出条例議案について

税 務 課

## 1 高知県税条例の一部を改正する条例について

### (1) 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税及び自動車税について必要な改正をしようとするもの。

### (2) 主な改正内容

#### ○自動車税

##### 環境性能割の税率区分の見直し（令和6年1月1日、令和7年4月1日施行）

- ア 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- イ 電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

※令和5年4月～令和5年12月末：現行の税率区分を据置き

令和6年1月～令和7年3月末：1段階目の引上げ

令和7年4月～：2段階目の引上げ

※次回の税率区分の見直しは3年後（令和8年度）

##### 【環境性能割の税率区分の見直し（自家用乗用車の場合）】

【現行】（令和3、4年度）

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	令和12年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 令和2年度燃費基準未達成

【改正案】（令和5～7年度）※令和5年12月まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	（令和6年1月1日～）	（令和7年4月1日～）
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	令和12年度燃費基準 85%達成～	令和12年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 令和2年度燃費基準未達成	

※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

#### ○個人の県民税（令和7年1月1日施行）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとする。 (第40条の4)

## 2 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

### (1) 趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）が一部改正されたことを考慮し、同意促進区域における県税の課税免除措置の適用要件としての地域経済牽引事業施設を設置する期限を 2 年延長しようとするもの。

### (2) 主な改正内容

課税免除の適用期限を、令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する（令和 5 年 4 月 1 日から適用）。

対象地域	対象事業	対象税目	対象不動産	設置期限
同意促進区域 (※ 1)	地域経済牽引事業 (※ 2)	不動産 取得税	取得価額が 1 億円 を超える家屋及び その敷地である土 地 (※ 3)	基本計画の同意日から <u>令和 5 年 3 月 31 日まで</u> ↓ 基本計画の同意日から <u>令和 7 年 3 月 31 日まで</u>

(※ 1) 主務大臣の同意を得た基本計画において定められた促進区域（本県における基本計画において定められた促進区域：高知県全域及び物部川地域（南国市、香南市、香美市））

(※ 2) 地域特性・高付加価値創出・地域への経済波及効果のある事業（事業指定なし）

(※ 3) 農林漁業関連業種は 5 千万円

## 3 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

### (1) 趣旨

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置が適用される製造事業用設備等から過疎地域において営む製造の事業等の用に供する設備を除くとともに、当該県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限を 2 年延長しようとするもの。

### (2) 主な改正内容

不均一課税の適用期限を、令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する（令和 5 年 4 月 1 日から適用）。

対象地域	対象事業	対象税目	取得価額	対象となる 設備投資	適用期限
半島振興 対策実施 地域 (※ 1)	・製造の事業 ・旅館業（下宿業を除く）	・事業税 ・不動産 取得税	合計 500 万円 以上 (※ 2)	新設、増設	令和 5 年 3 月 31 日 ↓ <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>
	・有線放送業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・農林水産物加工販売業	・事業税 ・不動産 取得税	合計 500 万円 以上	新設、増設	

(※ 1) 半島振興対策実施地域のうち認定産業振興促進計画に記載された計画区域内

(※ 2) 資本金が 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人は 1,000 万円以上、5,000 万円超の法人は 2,000 万円以上

## 条例改正の趣旨

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により特定非営利活動法人等が県に対して行う申請等に関し、電子情報処理組織※を使用する方法により行うことができるようにする等必要な改正をしようとするもの

※電子情報処理組織『ウェブ報告システム』

## 条例改正の背景

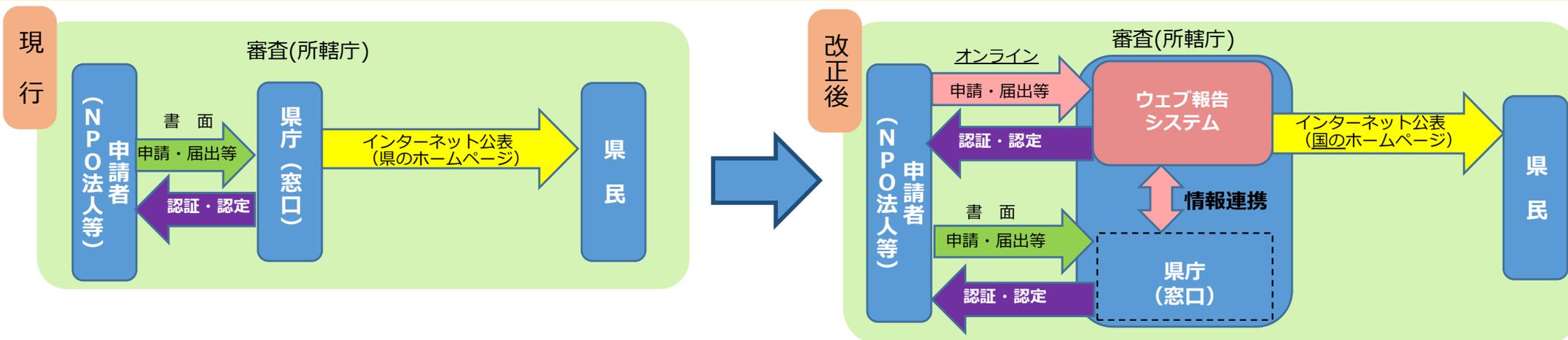
- 特定非営利活動法人等（以下「NPO法人等」という。）の申請・届出等の手続については、特定非営利活動促進法に基づき、主たる事務所が所在する所轄庁（都道府県及び政令指定都市）で行うことになっており、必要な事項は高知県特定非営利活動促進法施行条例（以下「条例」という。）で定めている。
- 今般、国はNPO法人等が行う各種手続について、オンライン化するシステム（以下「ウェブ報告システム」という。）を開発し、令和5年3月から運用を開始した。

### 【ウェブ報告システムの概要】

- ウェブ画面上から申請・届出等書類の作成・提出が可能（一時保存、取り下げ、修正も可能）  
例：法人の設立、定款・役員の変更、事業報告、認定・特例認定、合併・解散などに伴う申請・届出
- 過去に作成した申請・届出等書類の参照が可能
- 現行の条例は、書面による手続等を定めているため、ウェブ報告システムを利用できるよう関係条項を整理する必要性が生じた。

## 条例改正の内容

- 申請・届出等の手続のオンライン化・・・現行の書面での提出のほか、ウェブ報告システムでの提出を可能に
- 公表の方法・・・高知県のホームページから国（内閣府）のホームページに変更（ウェブ報告システムの公表情報を利用）



- ・NPO法人等にとっては書面、オンラインの選択肢が増える。
- ・利用方法を知ってもらうため、今後、国が作成する利用マニュアル動画を周知（6月予定）。また8月にNPO法人等向けの説明会を予定。

施行日：公布の日

## 条例改正の趣旨

- ① 都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）（令和5年3月29日付け国都公景第163号）を考慮し、**都市公園において指定管理者が行うことができる業務を拡充**しようとするもの
- ② 五台山公園において民間事業者により都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設（展望施設、便益施設）が整備されることとなったことに伴い、**県有公園施設のうち五台山公園展望台の使用料に係る規定を削除**しようとするもの

## ① 指定管理者の業務の拡充

### 現行業務

- 特定公園施設の利用許可  
（当該許可に伴う利用料金の収受を含む。）

### 拡充後業務

- 特定公園施設の利用許可  
（当該許可に伴う利用料金の収受を含む。）
- 仮設工作物定型的占用許可  
（当該許可に伴う利用料金の収受を含む。）  
（R4許可実績：21件、82,500円）
- 都市公園内における行為の許可  
（当該許可に伴う利用料金の収受を含む。）  
（R4許可実績：230件、4,174,310円）

### 【補足説明】

- ✓ 指定管理者制度が創設された際、**都市公園において指定管理者が行うことができる管理の範囲から、都市公園法に基づく占用許可等を除外する旨の国通知**  
（平成15年9月2日付 国都公緑第76号）
- ✓ この度、「第56回国家戦略特別区域諮問会議（R4）」の答申を踏まえ、**仮設工作物定型的占用許可**（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に対する定型的な占用許可）を**新たに指定管理者が行うことができる管理の範囲に含む旨の国通知**（令和5年3月29日付 国都公景第163号）
- ✓ 新国通知を踏まえ**仮設工作物定型的占用許可業務及び当該許可に関連することのある都市公園内における行為の許可業務※を指定管理者が行う業務に加えようとするもの**  
※「都市公園内における行為の許可」は、旧国通知から指定管理者が行うことができる業務とされていた。
- ✓ 条例改正後、新たに指定管理者を公募する都市公園から順次拡充予定

## ② 五台山公園展望台の使用料規定の削除

### 【旧展望台】



### 【解体後】



### 五台山公園展望台の閉鎖・解体

- ✓ 耐震性不足のためR4.4月閉鎖、R5.2月解体

新			旧		
区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
室戸広域公園売店	管理面積1平方メートル	年額1,440円	五台山公園展望台	管理面積1平方メートル	年額1,440円
野市総合公園売店又は飲食店	管理面積1平方メートル	年額1,440円	室戸広域公園売店	管理面積1平方メートル	年額1,440円
春野総合運動公園売店、飲食店又は陸上競技場内事務室	管理面積1平方メートル	年額1,440円	野市総合公園売店又は飲食店	管理面積1平方メートル	年額1,440円
土佐西南大規模公園売店又は飲食店	管理面積1平方メートル	年額1,440円	春野総合運動公園売店、飲食店又は陸上競技場内事務室	管理面積1平方メートル	年額1,440円
			土佐西南大規模公園売店又は飲食店	管理面積1平方メートル	年額1,440円

施行期日：公布の日

## 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案について

### 1 改正の趣旨

県の管理に属する港湾施設のうち高知港のシップロダを民間事業者に売却したことに伴い、当該施設の使用料を廃止しようとするもの。

### 2 シップロダについて

- ・高知県の主要な地場産品である良質な石灰石製品の出荷を推進するため、地場5社(太平洋セメント株式会社、四国鉱産株式会社、国見山石灰鉱業株式会社、川鉄鉱業株式会社、アサノ鉱産株式会社)の要望を受け、平成13年6月に事業費461百万円で高知新港に整備。
- ・近年の使用実績としては、ほぼ高知太平洋鉱業株式会社(旧太平洋セメント株式会社)の使用が9割以上となっている。



#### 【シップロダとは】

シップロダは、石灰石などのバラ物を岸壁から本船へ、連続的に積み込む装置であり、起伏式シップロダ、トランスファコンベヤ、ホッパコンベヤの3つの設備で構成されているもの

### 3 売却の経緯

#### (1) 売却要望

- ・令和2年7月頃から、高知太平洋鉱業株式会社よりシップロダ設備一式の売却相談があり、令和4年3月に売却の要望書の提出を受ける。
- ・高知太平洋鉱業株式会社では、高知新港から石灰石製品の出荷量を、令和7年度には150万t程度(令和2年実績82万t)まで増加させる計画である中で、現シップロダの出荷能力(50mm:1,000t/h)では、国内・外鉄鋼向け製品(125~40mm、80~40mm)の出荷に時間がかかり、当該計画の達成が困難であるため、買い取りしシップロダの設備能力増強工事を自社で実施したい意向。

#### (2) 県の判断

- ・整備後20年以上が経過し、今後、経年劣化による機器の更新など大規模な修繕工事が見込まれている。
- ・また、本来の能力を超える改造に対して、製造メーカーから保証が得られないうえ、能力増強工事には多額の費用が見込まれる。
- ・今後、設備の更新又は大規模な修繕費用を考えると使用料収入で賄うことが難しい状況。
- ・以上を踏まえ、令和5年3月7日売買契約を締結。

### 4 改正の内容

- ・高知県港湾施設管理条例の別表第1の4の港湾施設の使用料からシップロダを削除するもの。

施設の種別	使用の目的	計算単位	計算単位当たりの使用料		
			基準	1級地	2級地
シップロダ	バルク貨物の船積み	1基	30分	13,800円	

### 5 施行日

公布日とする。

# 「高知県警察手数料徴収条例」の一部改正

【高知県警察本部 交通企画課】

## 条例改正の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い新たに行うこととなる特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を徴収することとする等必要な改正をしようとするもの。

## 特定小型原動機付自転車とは

原動機付自転車の一類型で、下記の要件全てに該当するもの。



	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20km/h以下	特定小型原動機付自転車 以外のもの
定格出力	0.6kW以下	
長さ	1.9m以下	
幅	0.6m以下	
高さ	—	

## 通行場所

原則、「車道」「普通自転車通行帯」「自転車道」を通行。  
ただし、最高速度を6 km/h以下に制御し、最高速度表示灯を緑色に点滅させている場合は、例外的に「歩道（自転車通行可の歩道のみ）等」を通行可。



## 運転免許等

運転免許	不要
年齢制限	16歳以上
ヘルメット	努力義務
自賠責保険	必須
ナンバープレート	必須
交通反則通告制度	対象

## 保安基準項目

- 速度制御装置
  - 最高速度表示灯（緑色）  
（6 km/hを超える時は点灯  
6 km/h以下に制御中は点滅）
  - 前照灯
  - 警音器
  - 方向指示器
  - 尾灯、制動灯
  - 後部反射器
  - 制動装置
  - 走行の安定性
  - バッテリーの安全性  
など
- ※ 後写鏡は不要

## 特定小型原動機付自転車運転者講習とは

特定小型原動機付自転車運転中  
**3年以内に2回以上**の  
交通に危険を生じさせる危険行為（17類型）  
を行った場合

公安委員会による  
特定小型原動機付自転車運転者講習の  
受講命令

命令書

受講

（3ヶ月以内の指定された期間内）

特定小型原動機付自転車運転者講習

- 受講時間：3時間
- 受講手数料：6,000円  
（1時間につき2,000円）



受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金



## 講習の対象となる危険行為（17類型）

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路を通行する車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑥ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑦ 遮断踏切立入り
- ⑧ 優先道路通行車妨害等
- ⑨ 交差点優先車妨害
- ⑩ 環状交差点通行車妨害等
- ⑪ 指定場所一時不停止等
- ⑫ 整備不良車両運転
- ⑬ 酒気帯び運転等
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 妨害運転
- ⑯ 共同危険行為等
- ⑰ 運転中の携帯電話使用等

自転車運転者講習制度でも、  
危険行為に該当する。

自転車運転者講習制度では、  
危険行為に該当しない。

## 特定小型原動機付自転車運転者講習と 自転車運転者講習との違い

- ・3年以内に2回以上…同じ
- ・受講時間…同じ
- ・受講手数料…同じ
- ・受講命令に従わなかった場合の罰金…同じ
- ・危険行為…2類型追加

施行日

公布の日

# 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

## 条例改正の趣旨

令和5年6月議会 警察本部交通規制課

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備及び特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味に関する規定の整備がされたことに伴う指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を考慮し、重点整備地区における信号機に関する基準に係る規定の整備をしようとするもの

## 道路交通法及び関係政令の改正内容

⇒ **特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が整備された。**

施行日 令和5年7月1日

- ① 特定小型原動機付自転車は、基本的に自転車と同様の交通ルールが適用される。
- ② 最高速度を6キロメートル毎時以下に制御し、最高速度表示灯を緑色に点滅させている場合は、例外的に自転車通行可の歩道を通行可。

## 条例の改正内容

⇒**条例第52条第2号に、下線部分を追加する。**

（信号機に関する基準）

**第52条** 法第36条第2項の条例で定める信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 略

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は**特定小型原動機付自転車及び**自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

## 特定小型原動機付自転車とは？

⇒ **原動機付自転車の一類型で、下記の要件全てに該当するもの**

### ○車体の大きさ

- ・長さ 1.9メートル以下
- ・幅 0.6メートル以下
- ・高さ 規定なし

### ○車体の構造

- ・20キロメートル毎時を超える速度を出すことができない。
- ・原動機として、定格出力が0.6キロワット以下の電動機を用いる。



## 前提

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、市町村が、高齢者や障害者が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成した際は、関係する公安委員会は、交通安全特定事業計画を作成しなければならない。

交通安全特定事業により、重点整備地区に設置される信号機は、**都道府県の条例で定める基準に適合しなければならない。**

## 運転免許等

運転免許	不要
年齢制限	16歳以上
ヘルメット	努力義務
自賠責保険	必須
ナンバープレート	必須
交通反則通告制度	対象



施行日

公布の日

# 県有財産（権利）の放棄に関する議案について（商標権‘よさ恋美人’の放棄）

県が育成した水稻‘よさ恋美人’については、品種登録出願中の品種名称を確保するために県が単独で商標「よさ恋美人」（第30類及び第31類）を登録していたが、品種登録の見込みが高くなり‘よさ恋美人’の名称で品種登録するには商標権を放棄することが必要となった。そこで、当該権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるものである。

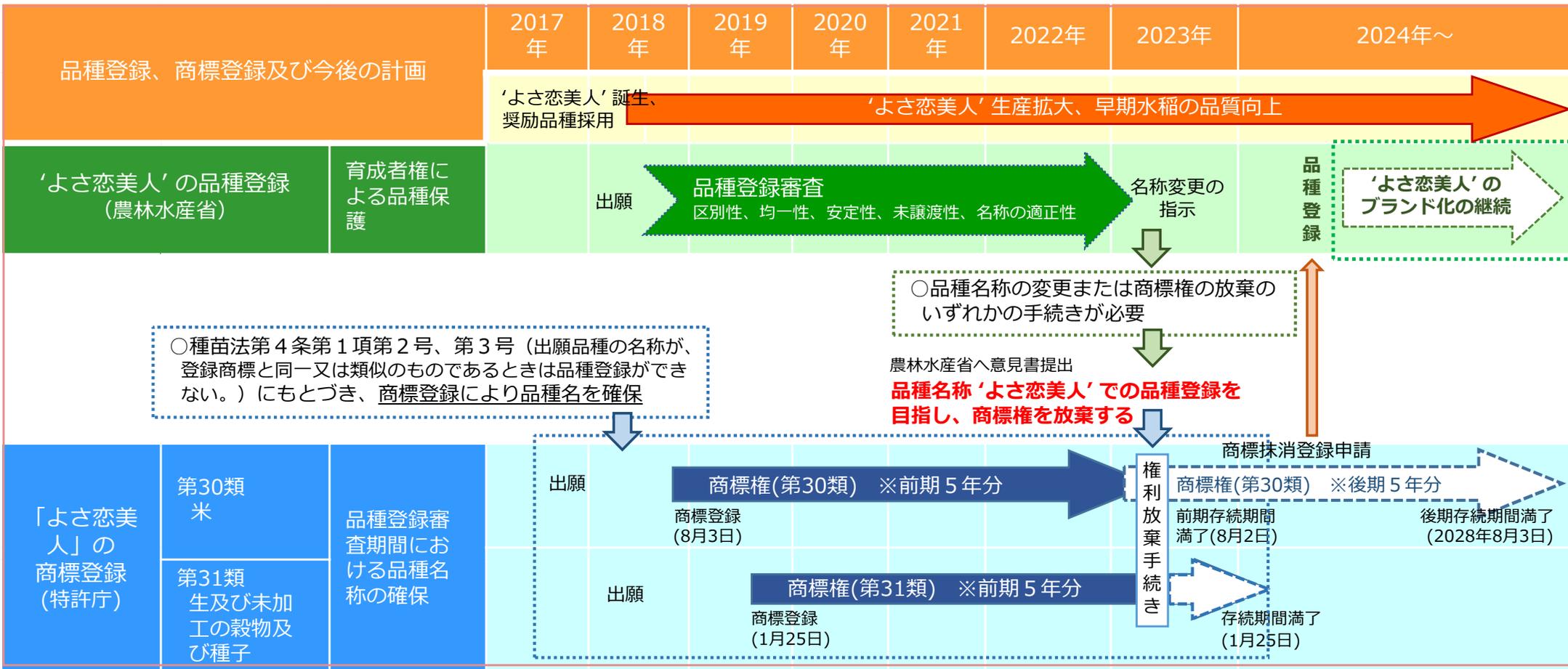
## 背景

### ◆品種登録審査期間における品種名称を確保するための商標登録

- ① 農業技術センターが水稻品種‘よさ恋美人’を開発
- ② 品種登録審査中の品種名称‘よさ恋美人’を他者の使用から守るために、商標「よさ恋美人」（第30類、第31類）を出願・登録
- ③ 水稻‘よさ恋美人’の品種登録を出願
- ④ 水稻‘よさ恋美人’の生産開始
- ⑤ 農林水産省から下記のいずれかの手続を求められた。
  - ・品種名称を変更、または
  - ・品種名称を変更せず、商標権を放棄

## 県の対応

- 本県の早期栽培水稻の高温による品質劣化を防ぎ、コシヒカリ並みの品質・収量をもつ新品種である‘よさ恋美人’を引き続き、県のブランドとして推進する
- ‘よさ恋美人’は県の奨励品種として採用されたことから、品種名称‘よさ恋美人’は変更せず品種登録を目指すこととし、商標権（第30類、第31類）を放棄する



# 県有財産(名村県行造林)の処分に関する議案

令和5年6月議会  
林業振興・環境部森づくり推進課

## 【議案内容】

処分する立木

- 1 立木の所在  
名村県行造林地  
(安芸市下山字地ヨシ2191 ほか4筆)
- 2 樹種及び数量  
杉及びひのき 43,095立方メートル

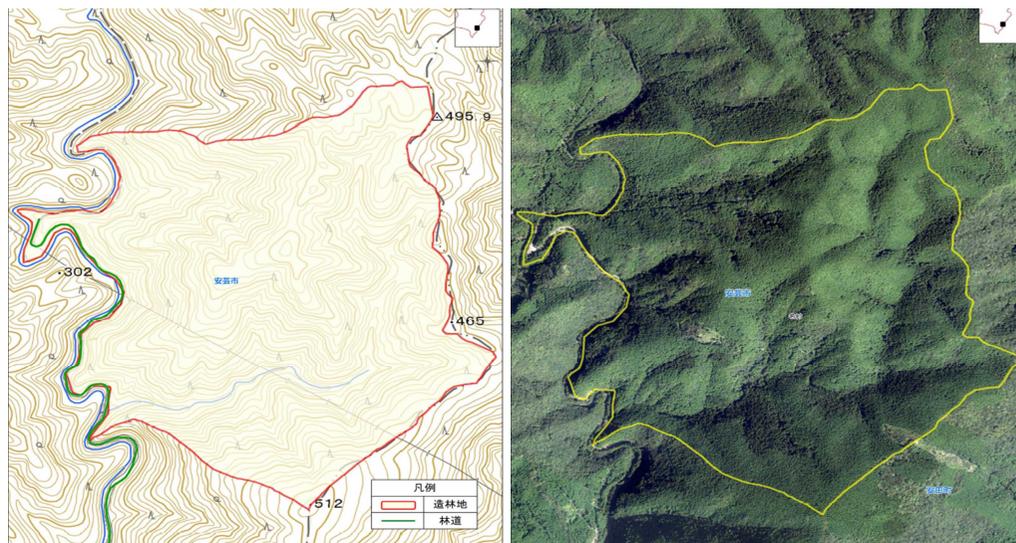


## 落札状況

- 1 入札日 令和5年3月22日(水)
- 2 落札者 高知県森林組合連合会
- 3 落札金額 80,000,000円  
(契約予定金額)
- 4 仮契約日 令和5年3月28日(火)

## 今後のスケジュール(予定)

- ・6月議会にて議決後 落札者と本契約を締結し、売買代金の納金
- ・収益分収の歩合により、地権者に売買代金の10分の4を支払う
- ・伐採及び搬出が終了後(期限:令和12年度末)、地上権抹消



# 令和5年度 6月補正予算（案）の概要

---



令和5年6月  
高知県総務部財政課

- 国の臨時交付金※を活用し、物価高騰の影響を受けにくい経営構造への転換に向けた事業者の取組や物価高騰の影響を受けている生活者に対する支援を一層強化

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

## 1. 原油価格・物価高騰対策

4,666百万円

### (1) 事業者に対する支援

#### <構造転換に向けた支援>

- ◆電気料金等の高騰の影響を受けている**事業者の省エネ機器への更新を支援**
- ◆中小企業等が行う**新たな商品開発や新分野への進出などを支援**

など

#### <影響軽減に向けた支援>

- ◆電気料金等の高騰の影響を受けている**医療施設や社会福祉施設、私立学校等を支援**
- ◆燃油や飼料価格等の高騰の影響を受けている**農業者や畜産業者、漁業者を支援**
- ◆**特別高圧で受電する事業者や「物流の2024年問題」に対応するトラック運送事業者を支援**

など

### (2) 生活者に対する支援

- ◆**省エネ性能の高い家電製品の購入を支援し、家計の負担を軽減**
- ◆**「高知家子育て応援パスポートアプリ」の活用促進を通じた子育て支援や、学校給食費の増額分・私立学校の授業料支援により、子育て世帯の負担を軽減**

など

## 2. その他

815百万円

- ◆**広域観光組織が行う地域観光クーポン事業への支援等により、観光需要を喚起**
- ◆**新型コロナウイルス感染症の外来対応を行う医療機関の設備整備を支援**

など

# 6月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 5 年 度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 財 源	321,175,045	217,510	321,392,555	323,215,498	△ 0.6
県 税	67,534,616		67,534,616	70,096,774	△ 3.7
地方消費税清算金	36,778,876		36,778,876	33,755,092	9.0
地方譲与税	14,359,251		14,359,251	14,352,293	0.0
地方交付税等 (ア+イ)	182,551,000		182,551,000	183,094,000	△ 0.3
(うち地方交付税) ア	(180,431,000)		(180,431,000)	(176,289,000)	(2.3)
(うち臨時財政対策債) イ	(2,120,000)		(2,120,000)	(6,805,000)	(△ 68.8)
財調基金取崩	7,867,866	217,510	8,085,376	9,873,309	△ 18.1
その他	12,083,436		12,083,436	12,044,030	0.3
(2) 特 定 財 源	157,282,273	5,263,165	162,545,438	163,010,564	△ 0.3
国庫支出金	79,087,439	5,232,797	84,320,236	89,950,138	△ 6.3
県 債	46,971,000		46,971,000	47,198,000	△ 0.5
(うち行政改革推進債・	(3,000,000)		(3,000,000)	(4,000,000)	(△ 25.0)
退職手当債)					
減債基金(ルール外分)等	5,507,292		5,507,292	587,353	837.6
その他	25,716,542	30,368	25,746,910	25,275,073	1.9
総計 (1)+(2)	478,457,318	5,480,675	483,937,993	486,226,062	△ 0.5
県債計	49,091,000		49,091,000	54,003,000	△ 9.1
(イ+I:再掲)					
財源不足額	16,375,158	217,510	16,592,668	14,460,662	14.7
(ウ+オ+カ:再掲)					

(参考)

地方創生臨時交付金の活用状況  
(単位:億円)

活用可能額	50.8
通常分 (R4国補正分)	2.3
重点交付金分 (R4国予備費) ※	48.5
今回活用額	49.1
今後活用可能額	1.7

※電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援  
地方交付金(R5.3国配分)

## 歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 5 年 度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 経 常 的 経 費	383,750,517	4,202,203	387,952,720	391,429,168	△ 0.9
人 件 費	105,419,628	2,363	105,421,991	113,130,941	△ 6.8
(うち退職手当を除く)	(100,199,708)	(2,363)	(100,202,071)	(100,572,663)	(△ 0.4)
扶 助 費	12,732,452		12,732,452	12,672,003	0.5
公 債 費	66,880,149		66,880,149	65,125,894	2.7
そ の 他	198,718,288	4,199,840	202,918,128	200,500,330	1.2
(2) 投 資 的 経 費	94,706,801	1,278,472	95,985,273	94,796,894	1.3
普通建設事業費	88,045,154	1,278,472	89,323,626	88,480,011	1.0
補助事業費	57,644,595		57,644,595	57,013,596	1.1
単独事業費	30,400,559	1,278,472	31,679,031	31,466,415	0.7
災害復旧事業費	6,661,647		6,661,647	6,316,883	5.5
総計 (1)+(2)	478,457,318	5,480,675	483,937,993	486,226,062	△ 0.5

## － 主要な事業の概要 －

### ○原油価格・物価高騰対策

・事業者への支援 P5～7

・生活者への支援 P8

○その他の主な事業 P9～10

原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業等の構造転換などを支援するため、省エネに資する設備投資や、設備投資を伴う新たなチャレンジへの補助を実施

省エネ設備への更新支援

541,919千円

**新** ①省エネルギー設備投資支援事業費補助金等 499,462千円

[工業振興課ほか]

厳しい状況にある※中小企業等が行う省エネに資する設備への更新を支援

※令和3年12月以前と比較して、売上高▲5% または 営業利益額▲7.5%

(ア) 製造業、卸売業、小売業

[工業振興課]

補助率：2/3以内（50万円～300万円）

補助対象経費：照明設備、冷凍冷蔵設備

(イ) 理美容業、クリーニング業、浴場業(公衆浴場)、飲食サービス業

[業務衛生課]

補助率：2/3以内（30万円～100万円）※クリーニング業・浴場業は50万円～300万円

補助対象経費：照明設備、冷凍冷蔵設備、給湯器、洗濯機、乾燥機等

(ウ) 宿泊施設、観光施設、体験事業者

[地域観光課]

補助率：2/3以内（30万円～100万円）

補助対象経費：照明設備、冷凍冷蔵設備、給湯器



**新** ②商店街等省エネルギー化推進事業費補助金 42,457千円

[経営支援課]

商店街等のエネルギーコストの削減を図るため、街路灯のLED化を支援

補助先：商店街振興組合、商工会などの商工業者が組織する団体

補助率：2/3以内

新事業チャレンジへの支援

454,833千円

**拡** 新事業チャレンジ支援事業費補助金 454,833千円

[工業振興課]

厳しい状況にある※中小企業等が行う、設備投資を伴う新製品・新サービスの開発や新分野進出などの取組を幅広く支援

※令和2年3月以前と比較して、売上高▲10% または 営業利益額▲15%

※令和3年12月以前と比較して、売上高▲5% または 営業利益額▲7.5%

補助先：新たな取組にチャレンジする中小企業等

補助率：①再構築枠 中小2/3以内、中堅1/2以内（上限30,000千円）

②一般枠 1/2以内（上限15,000千円）

<賃上げ加算利用時>

①再構築枠 中小3/4以内、中堅2/3以内（上限35,000千円）

②一般枠 2/3以内（上限20,000千円）



新事業チャレンジ支援資金等融資・利子補給制度<既計上予算対応>

上記補助金の事業者負担分に対する融資に係る利子・保証料の一部を補給

[経営支援課]

<活用例>

① 製造業の取組

⇒溶接加工事業者が塗装設備を導入することで、「溶接加工+塗装」までの一貫製造体制を構築

② 建設業の取組

⇒赤外線画像解析システムを導入し、新たにドローンを用いた点検事業へ参入

③ 飲食業の取組

⇒店内の一部を新たに加工場に整備することで、居酒屋メニューを自宅向けに販売開始

原油価格・物価高騰の影響を受けている医療・社会福祉施設や私立学校等を支援するとともに、運送・公共交通事業者の事業継続に向けた支援を実施

電気料高騰等の影響への支援 493,860千円

**新** ①医療・社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金 478,809千円  
[医療政策課ほか]

光熱費等高騰分の経費が公定価格に反映されていない医療・社会福祉施設等に対して、施設規模等に応じて支援

＜医療施設等＞ ※県が開設許可等を行う民間施設等

対象経費：病院（800千円＋病床数×10千円）、有床診療所（800千円）  
無床診療所（内科・歯科：200千円）、訪問看護ステーション（250千円）  
薬局（100千円）、助産所（50千円）、あはき・柔道整復（30千円）

＜社会福祉施設等（介護、障害、児童）＞ ※県が指定を行う民間施設等

対象経費：介護サービス事業所等（通所系・訪問系100千円、入所系150～350千円）  
障害福祉サービス事業所等（通所系・訪問系100千円、入所系150～350千円）  
児童福祉施設等（訪問系100千円、入所系150千円～250千円）  
里親（20千円/世帯）

**新** ②私立学校電気料等高騰緊急支援給付金等 16,422千円  
[私学・大学支援課ほか]

＜私立学校等に対する支援＞ [私学・大学支援課]

対象施設：小・中・高・特別支援学校・専修学校を設置する学校法人等  
対象経費：電気料等高騰分の1/2相当

＜公衆浴場に対する支援＞ [薬務衛生課]

対象施設：高知市外の一般公衆浴場（銭湯）2施設【四万十市・土佐清水市】  
対象経費：電気料等高騰分の1/2相当（100千円/施設）

＜土地改良区に対する支援＞ [農業基盤課]

対象施設：土地改良区が管理する農業水利施設  
対象経費：電気料高騰額の7/10

特別高圧で受電する事業者への支援 165,420千円

**新** 特別高圧電気料高騰緊急支援給付金 165,420千円  
[商工政策課]

特別高圧（国支援の対象外）で受電する事業者に対して電気代を支援

対象者：電気を特別高圧契約で受電・利用している鉱工業者又は商業施設（テナント含む）  
※大企業は、R4事業年度の営業利益額が前年度比で減少している者が対象  
給付額：単価（円/kwh）× R5.4月～9月の電力使用量（kwh）× 8.5月/6月  
※上限50,000千円/者、大企業は1/2の単価

給付金  
単価の  
算定式

$$3.5\text{円/kwh} \times \frac{\text{対象者毎の特別高圧の単価 (円/kwh)}}{\text{高圧電力の単価 (円/kwh)}}$$

(国の高圧電力の値引き単価)



運送・公共交通事業者への支援 436,407千円

**新** ①トラック運送事業者支援事業委託料 265,745千円  
[交通運輸政策課]

物流の2024年問題の対策を実施するトラック運送事業者に対して支援

給付額：普通車47千円/台、小型車12千円/台（燃料価格の高騰分の1/3相当）

**拡** ②バス運行対策費補助金等 170,662千円  
[交通運輸政策課]

補助路線を運行するバス事業者の収支改善に向けた設備投資を支援

＜路線バスのノンステップバスへの更新＞

補助率：事業者負担額（国及び県が行う通常支援の上限を超える額）の1/2

＜高速バス・貸切バスの更新＞

補助率：車両購入費の1/3以内

燃油や飼料高騰等の影響を受けている農林水産事業者を支援するため、省エネ設備等の導入経費や、燃油・飼料等の購入経費への支援を実施

省エネ設備等の導入経費への補助 319,842千円

**新** ① 肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金等 115,141千円  
[環境農業推進課ほか]

農業者に対して、省エネや低コスト化に資する設備等の導入を支援

＜肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金＞

補助先：農業者等  
補助率：2/3以内（ペレット製造機、簡易土壌測定器等）  
1/3以内（ヒートポンプ関連機器（多段サーモ装置、循環扇））

＜次世代型ハウス省エネルギー設備等導入推進事業費補助金＞

補助先：農業者  
補助率：2/3以内（水熱源ヒートポンプ、LPGエンジン等）  
1/3以内（ハウスの構造転換）

**拡** ② 高性能林業機械等緊急整備事業費補助金 138,584千円  
[木材増産推進課]

林業事業者に対して、燃費性能の高い高性能林業機械等の導入を支援

＜高性能林業機械共同利用事業費補助金＞

補助先：市町村  
補助率：2/3以内（タワーヤーダ）



[タワーヤーダ] [ハーベスタ]

＜省エネルギー林業機械導入支援事業費補助金＞

補助先：林業事業者  
補助率：1/3以内（ハーベスタ等）

**新** ③ 漁業用燃油等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金 66,117千円  
[水産業振興課]

漁業者等に対して、生産性向上やコスト削減に資する機器の導入を支援

補助先：漁業者・養殖業者  
補助率：1/2以内（LED集魚灯、スマート給餌器等）

燃油・飼料等の購入経費への支援 1,012,817千円

**新** ① 施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料 326,443千円  
[環境農業推進課]

＜燃油・ガス＞

対象者：セーフティネット加入農業者  
対象経費：セーフティネット積立金の1/2相当額  
対象期間：R5.11～R6.4

＜木質バイオマス燃料＞

対象者：農業者  
対象経費：令和3年度からの価格上昇分の1/2相当額  
対象期間：R5.11～R6.4



**新** ② 肥料高騰緊急対策事業費補助金 114,014千円  
[環境農業推進課]

対象者：農業者  
対象経費：肥料コスト増加分の1/2相当額  
対象期間：（秋肥）R5.6～10、（春肥）R5.11～R6.5

**拡** ③ 畜産経営体質強化緊急支援事業委託料 150,188千円  
[畜産振興課]

対象者：配合飼料価格安定制度加入者  
対象経費：配合飼料価格の実質負担増加分の1/2相当額（上限7千円/t）  
対象期間：R5.10～R6.3

**新** ④ 漁業用燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料 422,172千円  
[水産業振興課]

対象者：セーフティネット（燃油・飼料）加入漁業者・養殖業者  
対象経費：セーフティネット発動時の漁業者・養殖業者負担分の1/2相当額  
対象期間：R5.7～R6.3

省エネ性能の高い家電製品の購入支援による家計の負担の軽減や、「高知家子育て応援パスポートアプリ」の活用促進を通じた子育て支援を実施

省エネ家電の購入支援 594,000千円

子育て支援 501,631千円

**新** 省エネ型機器購入支援事業委託料 594,000千円  
[環境計画推進課]

**新** ①高知家子育て応援パスポートアプリ利用促進事業 447,971千円  
[子育て支援課]

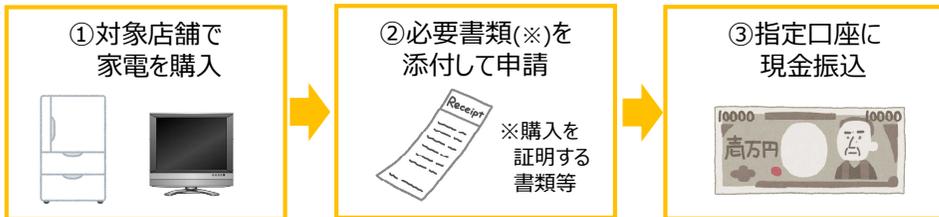
家計の負担を軽減するとともに、家庭における省エネを後押しするため、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援

子育て世帯を応援するため、「子育て応援の店」で利用できるデジタルクーポンの付与等により、「高知家子育て応援パスポートアプリ」の活用を促進

- 対象者：県内の対象店舗で対象期間中に対象製品を購入した県内在住者  
 対象製品：一定の省エネ基準（省エネラベル）を満たす下記の家電製品  
 エアコン（★3以上）、冷蔵庫（★3以上）、温水機器（★3以上）  
 テレビ（★2以上）、LED照明器具（★4以上）  
 対象期間：10月中旬～12月購入分（予定）  
 支援内容：1回の購入金額の合計に応じて支援を実施  
 ※申請は1人1回のみ ※ネット購入は対象外

- 内容：・子ども1人当たり5,000円相当のデジタルクーポンを付与（11月から付与開始予定）  
 ・アプリ内キャンペーン・イベントの実施 等

購入金額	支援額
2万円以上 5万円未満	5,000円
5万円以上 10万円未満	10,000円
10万円以上 15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円



**新** ②学校給食における子育て世帯負担軽減 6,198千円  
[特別支援教育課ほか]

県立学校・私立学校の学校給食費増額に係る保護者等の負担を軽減

**新** ③私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金 47,462千円  
[私学・大学支援課]

私立小・中・専攻科※における低所得世帯の児童生徒の授業料を支援  
 ※特別支援学校含む

**参** 【令和4年度2月補正】LPガス料金高騰対策支援事業費補助金 695百万円 [消防政策課]  
 ※R5.4月分～6月分  
 一般消費者等に係るLPガス代を支援（1,000円×3ヶ月分）

**予備費** 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 79,700千円 [子ども家庭課]  
 ※R5.5月末給付済（家計急変世帯等を除く）  
 低所得のひとり親世帯等に対し、児童1人当たり5万円を支給（町村分）

広域観光組織が行う地域観光クーポン事業への支援や、クルーズ船・国際チャーター便寄港時の受入体制の充実など、観光振興のための取組を実施

**新** ① 広域周遊観光促進事業費補助金 **135,000千円**  
[地域観光課]

県内各地域での滞在型観光を推進し、観光消費額の拡大を図るため、広域観光組織が行う地域観光クーポン事業への支援を実施

補助先：広域観光組織  
補助率：2/3以内（1団体あたり上限40,000千円）  
補助対象：土産物店、飲食店等で使用可能なクーポン割引事業等

**取組事例**

宿泊施設が設定した「クーポン付き宿泊プラン」を予約した観光客に対し、エリア内で使用できるクーポン券を配布

※平日と休日の旅行需要の平準化を図り、効果を高める



**新** ② 宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金 **64,880千円**  
[地域観光課]

観光客の満足度の向上や滞在時間の延長を図るため、デジタル技術の活用等による宿泊施設等の魅力向上の取組を支援

- ＜無線LAN整備事業＞  
補助先：宿泊事業者 補助率：2/3以内（上限1,000千円）
- ＜魅力向上支援事業＞  
補助先：宿泊事業者等 補助率：2/3以内（上限500千円）

**拡** 客船受入等業務委託料 **82,113千円**  
[港湾振興課ほか]

クルーズ船寄港の定着化や新たなクルーズ船の誘致、観光客の増につなげるため、寄港時の高知新港及び高知市街地での受入体制を強化

- 〈高知新港対応〉  
委託内容：客船寄港時の歓迎行事、観光案内、シャトルバスの運行等
- 〈市街地対応〉  
委託内容：臨時観光案内所の設置、大型客船寄港時の渋滞対策等

今年度、過去最高**61回**の寄港を予定！！  
(R5.6.1時点)



**拡** 国際チャーター便受入体制強化事業等 **211,844千円**  
[交通運輸政策課ほか]

インバウンド観光の需要を着実に取り込むため、国際チャーター便の受入体制の充実や外国人観光客の誘客に向けた取組を実施

- 〈国際チャーター便受入体制強化事業費補助金〉  
高知龍馬空港における地上支援業務を支援
- 〈国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金〉  
入国審査施設の設置・運営等にかかる経費を支援
- 〈観光振興推進事業費補助金〉  
旅行会社への県内宿泊支援等を実施



拡

## ① 外来協力医療機関設備整備補助金

321,148千円

[健康対策課]

新型コロナウイルス感染症の類型見直しにより、県内の医療機関の診療体制を広く整えるため、外来対応医療機関の設備整備を支援

補助先：外来対応医療機関  
補助率：10/10



新

## ② 放課後児童クラブ等デジタル化支援事業費補助金

14,823千円

[生涯学習課]

放課後の学校外における1人1台端末の使用ができる学習環境の充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への無線LANの整備等を支援

補助先：市町村  
補助率：定額



拡

## ③ 園芸品販売拡大事業等

25,193千円

[農産物マーケティング戦略課]

園芸品、米及び茶の販売・消費拡大を図るため、試食販売員やデジタルサイネージを活用したPR等を支援

負担・補助先：農業団体等で構成される協議会  
負担・補助率：定額

拡

## ④ 次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金

50,000千円

[農業イノベーション推進課]

農業クラスター形成の促進を図るための生産関連施設の整備を支援

補助先：民間企業  
補助率：2/5以内

新

## ⑤ 燃料電池自動車導入促進事業費補助金

10,000千円

[環境計画推進課]

脱炭素社会の実現に向け、水素燃料電池自動車の導入を支援

補助先：国CEV補助金※の対象者のうち、  
県内のみなし大企業を除く中小企業  
※クリーンエネルギー自動車導入促進補助金  
補助率：1,000千円（1台あたり）

[R5.4に県内初の水素ステーションが開設]



新

## ⑥ 障害者生産活動支援事業費補助金

23,200千円

[障害保健支援課]

就労継続支援事業所に対し、各分野の専門家による助言等に基づく新たな生産活動の取組や物価高騰対策等に要する経費を支援

補助先：就労継続支援事業所  
補助率：2/3（上限2,000千円）  
定額（アドバイザー招へい、上限200千円）

拡

## ⑦ フードバンク活動支援事業費補助金

10,000千円

[地域福祉政策課]

フードパントリー（食品の無料配布イベント）の取組拡大に向けて、フードバンク活動団体等に対して、食品保管用冷蔵庫等の導入に要する経費を支援

補助先：社会福祉法人等  
補助率：定額（上限500千円）



新

## ⑧ 野根海岸公共土木施設災害復旧事業費

【債務負担（R5～R6）】702,961千円

[防災砂防課]

令和4年9月の台風14号で被災した野根海岸離岸堤の早期復旧に着手

保全対象：東洋町野根地区、国道55号